【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

（改正後）

第二百十条　削除

（改正前）

第二百十条　第六十七条第五項又は第七十九条第三項の規定に違反した者（法人であるときは、その代表者）は五万円以下の過料に処する。

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】

（改正後）

第二百十条　第六十七条第五項又は第七十九条第三項の規定に違反した者（法人であるときは、その代表者）は五万円以下の過料に処する。

（改正前）

第二百十条　第六十七条第五項又は第七十九条第三項の規定に違反した者（法人であるときは、その代表者）は五千円以下の過料に処する。

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】

（改正後）

第二百十条　第六十七条第五項又は第七十九条第三項の規定に違反した者（法人であるときは、その代表者）は五千円以下の過料に処する。

（改正前）

第二百十条　第六十七条第五項又は第七十九条第三項の規定に違反した者（法人であるときは、その代表者）は三千円以下の過料に処する。

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第二百十条　第六十七条第五項又は第七十九条第三項の規定に違反した者（法人であるときは、その代表者）は三千円以下の過料に処する。

（改正前）

第二百十条　第六十七条第五項又は第七十九条第三項の規定に違反した者（法人であるときは、その代表者）は千円以下の過料に処する。

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第二百十条　第六十七条第五項又は第七十九条第三項の規定に違反した者（法人であるときは、その代表者）は千円以下の過料に処する。